

平成 30 年度第 2 回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成 30 年 11 月 26 日（月） 午前 11 時 10 分から 12 時 5 分
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、森山委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、松本委員、鈴木委員、石野委員、千葉委員、榎本委員、古畑委員、増坪委員、蔵方委員、新居委員、中田委員、吉岡委員、中里委員、北原委員、清水委員
(以上 21 名)
※欠席 押委員、松澤委員、安部井委員、佐藤委員
- 4 傍聴者 1 名
- 5 配付資料
 - ① 資料 1 区における障害を理由とする差別に関する相談について
 - ② 資料 2 区における障害を理由とする差別の解消に関する取組について

○会長

今年度、第 2 回目の障害者差別解消支援地域協議会でございます。障害者差別解消法の施行後、徐々に定着しているという実感を持っておりますが、練馬区における合理的配慮や差別的取扱いの禁止などを含めた状況について、ご審議をいただきます。よろしくお願いたします。

では、次第に沿って進めさせていただきます。次第 2 の（1）、区における障害を理由とする差別に関する相談事例の報告がございます。資料 1 について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料 1 の説明

○会長

ありがとうございました。一つ確認をさせてください。ここでいう施設というのは、商業施設、公共施設、福祉施設など、いろいろ頭に付くのですが、それを含む全部のことを指しているのでしょうか。

○事務局

施設というのは、施設全般のこととなっておりますが、今回の事例では、区立施設への相談となっております。

○会長

ありがとうございました。それでは、この案件について、ご質問やご意見等はございますか。どうぞ。

○委員

今報告のあった事例の中に病院のものがありますが、視覚障害者が入院しているときには一応 24 時間看護師が対応してくれるという、それは患者なら

みんなそうだと思いますが、私たちにとって、例えば、一般活字、病院からお話しされる薬や病状などの書類を確認するときに、看護師ではできないことが多々あります。そのときに、ガイドヘルプに代読できるようにしてほしいとずっと言ってきました。

また、例えば、1週間とか入院していて、その間に自分の住んでいるアパートの郵便ポストが溜まってしまうといった状況のときに、できればそれを病院内でも読めるようにならないだろうかと思うことがあります。役所からの緊急のものもあるかもしれないし、それを看護師に頼むというわけにはなかなかいかないと思っているのです。こういう場合、どうしたらいいのかお聞きしたいと思います。

○障害者施策推進課長

ヘルパーの方の活用という形になろうかと思います。入院されたときに、ご本人にどんな困り事があるのかということも含めて、ご相談をさせていただけたらと思っております。コミュニケーション支援を含めての対応になろうかと思いますので、管轄の福祉事務所にその旨お伝えいただいて、一緒に考えていただければと考えております。

○会長

ありがとうございます。医師会は、障害をお持ちの方に関する対応について、何か協議をするとか議論をするという機会はございますか。個々の対応に任せられているのでしょうか。

○副会長

そういったことを検討する会のようなものは常設しておりません。病院、特に入院した場合には、いろいろな問題が起こります。ですから、障害のある人が入院したときにどのように対応するかということは、病院があらかじめある程度考えておかなければならないことだと思います。医師会でいえば、病院部会という入院施設を扱っている集まりがありますから、そういったところに提案するのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。

○障害者施策推進課長

今の医師会のお話ですが、昨年度から障害福祉人材育成・研修センターにおいて、医師会のご協力をいただきながら一緒に障害者差別解消法についても勉強させていただいております。また、それぞれの障害特性という部分もございますので、そういったものの研修もさせていただいているところです。人それぞれの障害特性に応じた合理的配慮と医療的な判断とが必要になると思いますので、医師会にご協力をいただきながら、引き続きしっかりと連携していきたいと思っております。

○会長

かかりつけのお医者さんの場合は、普段から関係ができているからいいけれども、病院になると一から関係を作っていくことにもなりますので、病院

のほうでも対応の検討をお願いしていく、そういうことだと思います。
ほかに何かございますか。どうぞ。

○委員

合理的配慮の部分で、いろいろと聴覚障害者の問題というのもあります。例えば、消防署のことですが、普通は電話で救急車を呼びますよね。でも、聴覚障害者はそれができないから、救急車を呼んでほしいとわざわざ消防署に行くのです。ところが、消防署では、ここには手話通訳がないのでかかりつけの病院に行くように、と言われてしまう。聴覚障害者のとっさの判断で、これは危ないという判断で、とにかく消防署に行ったのに、消防署には手話通訳はもちろんいないし、消防署も手話通訳の派遣の仕方が分からないのです。警察署でも、対応の仕方が分からない人が多くて、やはり合理的配慮においても、行政の部分でもまだまだ利用できないとか使用できないといったことが残っているというのは考えていただきたいと思います。もちろん私たちも、消防署に対してきちんと説明などはしますけれども、やはりこういうところもまだまだ残されているということは考えていただきたいです。

○障害者施策推進課長

消防署、警察署というところもあろうかと思いますが。緊急通報については、メールであるとかファクスというものもありますので、そういった手段を使ってご連絡していただくこともできます。また、消防署等には、これまでも聴覚障害者協会のご協力を得ながら、地域の手話通訳ができる方の名簿も提供させていただいており、必要に応じて使っていただくようお話をしているところです。

ただ、緊急時にすぐに手話ができる方を見つけるというのはなかなか難しいのかとも思いますので、いろいろな手段、方法を用いて対応していくことになるかと思っております。筆談であるとか、それから今、UDトークなどもございますので、一緒にまたいい方法を考えていきたいと思っておりますし、引き続き消防署、警察等々も含めたネットワークの中で、障害のある方々が緊急時にどういうことで困っているのかというのを具体的にお伝えしながら考えていきたいと思っております。

○会長

ほかにはよろしいでしょうか。いろいろな形でご相談やご指摘等をいただけることがとても大事なことかと思っております。この差別解消については、対応の体制と、やはり区民のご理解を広げていくということとがセットになると思います。そういった意味で、次の報告および協議事項の二つ目として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について、資料2が出ておりますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料2の説明

○会長

ありがとうございました。今後の取組については、資料が提起されており

ます。障害理解や差別解消の推進に関する取組について、ご意見やご提案等がありましたらお願いします。改めて事務局のほうにご一報いただくという形でも結構でございますが、何かございますか。

練馬区内の事業者の代表の方にもお越しいただいておりますし、いろいろな形で関わっておられるようなお話があれば、実情のご紹介を含めて何かあればありがたいですが、いかがでしょうか。

東京都が条例をつくりましたが、合理的配慮の提供を義務化するというのが、事業者にとってはなかなか大変かもしれませんが、まず合理的配慮や差別解消について認識を持っていただかないといけないですね。区の広報としても、周知という意味では東京都がいろいろ努力されているかと思いますが、それを受けての区の対応などいかがでしょうか。どうぞ。

○障害者施策推進課長

区に、事業者の方々に入らせていただいている障害福祉サービス事業者連絡会というものがございますので、そういうところも通じて、しっかり周知をしていきたいと思っております。

今、会長がおっしゃられたように、中身を知っていただくことが大事だと思います。差別というのは、やろうと思ってやっている人は少なく、分からずにやっちゃっている、それが差別に当たることに気付いていない、そういう形がすごく多いので、合理的配慮や差別解消について、しっかりと周知をしていきたいと考えます。今度実施する区役所のアトリウム展示であるとか、先ほど申し上げました人材育成・研修センターの活用ですとか、機会を設けまして、民間事業者や行政機関にしっかり周知していきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。何かご意見がありますか。

○委員

法律も条例も、私人に対しては、規制といいますか、そういったものはありません。ですので、事業者や行政においては、理解が進んでいくように思います。

記録に残していただかなくても構わないのですが、私の体験として、この前電車に乗っていたときにこういうことがありました。

私が電車に乗るという場面で、知的障害のある方とヘルパーがすれ違いに電車からおりたのです。ホームを振り返って見ると、その知的障害の人が非常にパニックを起こしておりました。走り出したり大声をあげたりして、ヘルパーはそういう状態だったから電車をおりたのかもしれませんが。電車に乗ると、対面のシートに座っていた中年の男性が隣の女性に対して、ああいう人間は猿と一緒に、叩いてでも社会のルールを教えないといけないという発言をずっとして、私は本当に衝撃を覚えました。こういうことを思う人がまだいるのかと。日ごろ私は福祉関係の人たちと関わる機会が多く、そういう第三者の個人的な話を聞いたことがなかったので、その場でじっとその人の顔を見るぐらいしかできませんでした。しかし、社会の障害理解はまだこ

の程度なのだろうかともざまざと感じたわけです。

ですので、法律とか条例があっても、私人に及ばないことがあれば、やはりユニバーサルフェスなど、いろいろな場面を捉えて、障害者に触れ合ってもらって、障害特性の理解や合理的配慮について考えていただければうれしいと思いました。

○会長

ありがとうございます。何か道遠しという感じがしますね。これは障害だけではございませんが、例えば、福祉に関係するものができる土地の資産価値が落ちると平気で言える社会ですから、いろいろと考えさせられることが本当に多いと思います。グループホームについても、出来上がってみるとつくってよかったという話になり、地域の方々も理解していただけますが、出来上がる前はなかなかイメージが湧かず、思い込みや先入観などがありますので、それを一つ一つ解かしていく努力というのがあるかと思っています。

○障害者施策推進課長

報道があると、そのことが特別なことなのに、すべてであるかのように捉えられてしまうところがあります。障害があるからそういうことを起こすのではないかと不安をかき立てられているのかと思います。

今、委員や会長のほうからもお話がありましたけれども、やはり一人一人が気付いて、どのように対応していくかというところに立たないと難しいのではないかと考えています。そういう意味で、小学生、中学生といった小さいときから障害への理解を進め、その上に合理的配慮があるのだというような展開をしていきたいと考えております。事業者だけではなく、きめ細やかなところで、ターゲットを絞りながら啓発を進めていきたいと思っております。ねりまユニバーサルフェスであれば、例えば、みんなのUDパークとかは小学生がたくさんいらっしゃるのかと思いますので、ターゲットを捉えながら少しずつでも広がるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員

今の時代になっても、やはり事業所でも古い考えというのがあり、そういうものを変えていかなければならないと思います。親の意識改革も必要で、事業所や団体などの当事者の関係者においても、古くから根づいているものに気付いていかないと、差別、虐待はなくなっていくかと思っております。親もしっかりしなければならぬということを感じております。

○会長

ありがとうございました。例えば、コンビニなんかを見ていると、最近、自動的に支払えるサービスができるなど、逆に合理化のために障壁が高くなっていることも増えている気がします。採算性の問題を言われてしまうと、なかなか難しい話ではありますが、このようにテクノロジーがいろいろなことを助けてくれる側面と壁を高くしている側面と両方ありますので、一つ一つ根気よく持続するということが差別解消法の非常に大事なポイントかと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

商工会議所というのは事業所の会員組織で、2,600ほどの会員がおりまして、東京都や練馬区から普及啓発のものをいただいて、事業所に紹介して理解をいただくような形で進めているところです。

また、パラリンピックが東京で開催されることもあり、理解を進めるにあたって競技の皆さまからも支援をいただきたいということで、競技の中でも皆さまにご理解が得られやすいボッチャ大会を東京商工会議所が主催となって開催しております。企業の方が選手となって実際にやってもらい、理解が進んでいるようです。2年後にオリンピックが行われるまでに数回大会を開きまして、競技をご覧になったり、選手の方からいろいろな話を聞いたり、基本的にはPR、普及啓発のものになりますが、一つ一つ進めているところです。できるところはこれからもしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

少し話は変わりますが、条例の中に、都の責務として体制整備というのがあります。これは、もともとの社会モデルについての必要な啓発活動を行うということと、市区町村との連携というのがありました。紛争解決の仕組みという部分で、障害者差別に関する相談窓口として東京都に広域相談員が配置されるということです。都の責務としても連携というのがありますから、市区町村の窓口に行っても、重層的な相談の受付というのがあるように思います。ですので、すぐに東京都に相談するというのもあるかもしれませんが、例えば、より身近な障害者地域生活支援センターに相談し、そこからまた吸い上げるということで、市区町村の相談窓口も広く周知していただきたいと思います。

○障害者施策推進課長

相談窓口の周知はとても大事だと思っております。行きやすい場所、話しやすい場所がないと、なかなか進まないと思います。障害者地域生活支援センター、保健相談所、福祉事務所、障害者施策推進課などいろいろな窓口がございます。今お話のあった重層的リスクの困難事例について、区だけでは解決が難しいものについては、東京都とも連携をしながら対応していきたいと思っております。まずは行きやすいところに、そして話しやすいところに相談していただき、そこからしっかりつなぎをしていきたいと思っております。新たなリーフレットであるとか、周知の啓発についても、区民の方に知っていただくような方法を考えていきたいと考えます。

○委員

障害者団体連合会が小学校・中学校に出向いて話しをするというのがありました。その中で私がいつも言っているのは、もう少し年齢を下げて、保育園・幼稚園でもできるというのではないかということです。もちろん、

その年代の子どもたちに、差別だとか人権だとかいうことを話すというより、ある意味一緒に遊びながら障害というものを理解してほしいとずっと思っています。区としてその姿勢についてはどうお考えか、意見を聞きたいです。

○障害者施策推進課長

幼稚園・保育園でも、今、障害児の方を受け入れて、統合保育という形で障害児保育をしております。小さい頃から一緒に生活をする中で、障害の理解を深めてもらうということもあろうかと思えます。もちろん本人たちの発達・発育もありますが、一緒に生活する中で気づきも含めて、障害児の保育、療育をやらせていただいていると思っております。

委員が出向いて、そういった時間を設けられるかどうかは、各保育園とか幼稚園と連絡を取りながらになりますが、実現は不可能ではないと思えます。そこは現場ときちんと詰めていきながら、どういう形が子どもたちに伝わりやすいのか、また、伝えやすいのかということを含めて、検討していきたいと思えます。ここに書いてあります小学校・中学校のこともそうですが、教育委員会ともしっかりと連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○委員

今の話の延長で申し訳ありませんが、中村橋に障害児を集めた保育園か幼稚園ができたような話を聞きました。ただ、障害児だけを集めるという発想が私にはちょっと理解できないのですが、どのような考え方なのでしょう。

○障害者施策推進課長

こちらのほうですが、11月1日に、中村橋の心身障害者福祉センター内に重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんをお預かりする障害児保育園を民間業者により開設したというものです。

本来であれば、幼稚園や保育園に通いたいとおっしゃる方もいるかと思えます。ただ、例えば、医療的ケアで呼吸器を付けているお子さんが集団保育の中にすぐに入れるかというとなかなか難しく、また、医療的な側面から看護師等が常時必要になるといったことも含めると、今すぐに幼稚園や保育園で一緒になることはやはり難しいかと思えます。その中には集団保育の必要性があるとか、就労の必要性がある保護者の方々もいらっしゃいます。まずは、障害児保育園のほうでお受けし、成長とともに幼稚園・保育園に通えるようになることもありますので、しっかりと連携を取っていきたいと思えますし、日常的に幼稚園や近くの保育園と交流してほしいと事業者にはお伝えをしているところです。これは障害児の保護者の一つの選択肢という形で考えていただければと思えます。障害があるから必ずここに行きなさいというものではなく、重い障害のお子さんをまずはここで支援していきたいという考え方でございます。

○委員

すみません、もう1点だけ。その関係でと申しますか、最近、特別支援学校の人数が大きく増えているという話を聞きました。どういう理由で増えているのか、もし分かりましたら教えてください。

○障害者施策推進課長

今の状況でいいますと、やはり増えております。不登校になっている方の中に実は障害をお持ちであったとか、最近やっと認知されてきた発達障害など生活のしづらさを抱えている方、それから学習障害の方などもいらっしゃいます。少し間口が広がったといえますか、受入れる学校側の障害に対する間口が広がっているのかと思いますし、また、そこを必要とする方々も増えているのかと思います。

○会長

ありがとうございます。これはある意味ナショナルポリシーの話でもあるし、学習障害というのは30年前までは誰も議論なんかしていませんでした。私がドイツに行ったとき、これから障害における大きな問題になると専門家の人が言っていたのに日本では全然そういう話もなかったのが、今では普通に話されるようになりました。それがもう一度ケアのあり方や教育のあり方の問題に戻ってきて、地域の自主性と同時に制度のあり方の話にも関わってきているような気がします。障害者差別解消法の議論と同時に、もう一つ別の支援の議論、教育の議論と関わりながら考えていかなければならないと思います。

大きな問題ですので、今後また改めてということにさせていただきまして、時間も超過しておりますので、ほかに連絡事項がありましたら、事務局よりお願いします。

○事務局

本日、机上に東京都障害者差別解消法ハンドブックの改定版、それからチラシのほうを配付しております。ハンドブックのほうですが、東京都福祉保健局が平成28年3月に発行したものの改定版でございます。本年10月に施行された都条例の内容が追加されたものになります。内容としましては、都条例以外にも、合理的配慮の提供例や緊急時の対応など、生活におけるいろいろな場面での障害者への配慮について記載がございます。また、チラシにつきましては、条例の内容を分かりやすく説明するものとなっております。お時間があるときに、ぜひお目通しいただければと思います。説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。なかなかよくできたハンドブックだと思います。どんどん増刷になるくらい普及してほしいと思います。

それでは、以上を持ちまして、平成30年度第2回障害者差別解消支援地域協議会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

次回は3月、桜の頃になるのか、梅が終わった頃かは分かりませんが、またお目にかかせていただきます。よろしく願いいたします。

以上